

奈良県感染症対策連携協議会運営要領新旧対照表

新	旧
<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>第八条 協議会の庶務は、<u>福祉保険部医療政策局疾病対策課</u>において処理する。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和5年7月6日から施行する。 <u>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第一条～第七条 (略)</p> <p>第八条 協議会の庶務は、福祉医療部医療政策局疾病対策課において処理する。</p> <p>第九条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和5年7月6日から施行する。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (略)</p>